

第7号様式 (第9条関係)
(その1)

令和 3 年分
(平成 年 月 日開催分)

収支報告書

(フリガナ)

クマダアツシハゲマスカイ

熊田あつし励ます会

1 政治団体の名称

2 主たる事務所の所在地

大阪市天王寺区寺田町2-2-9

3 代表者の氏名

熊田 篤嗣

4 会計責任者の氏名

熊田 照代

政治団体の区分

政党

政党の支部

政治資金団体

政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体

その他の政治団体

その他の政治団体の支部

活動区域の区分

2以上の都道府県の区域等

同一の都道府県の区域内

事務担当者の氏名

熊田 篤嗣

(電話)

06-6773-8150

(電話)

(電話)

資金管理団体の指定の有無

- 有
- 無

120

139

公職の種類

資金管理団体の140

159

届名

国会議員関係政治団体の区分

- 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
- 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

161

180

公職の候補者

の氏名 熊田 篤嗣

181

200

公職の種類 参議院議員(候補者等)

「□」内には、該当するものに「✓」を記入すること。

資金管理団体の指定の期間

平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで



区分	団体コード	年分	異動	表番	行番	届出年月日	国会議員 団体区分	解散年月日
A	B2	KC009/1	R	031	01000000	2020.04.05	H	

160450

2213

収 支 の 状 況

(その2)

1 収支の総括表

	19				22 83				94						
収 入 総 額	0	1	0	0					十億		百万		千		円
	5	3	7	9	6	5									✓
(前年からの繰越額)	0	2	0	0											✓
(本年の収入額)	0	3	0	0											✓
支 出 総 額	0	4	0	0											✓
翌 年 へ の 繰 越 額	0	5	0	0											✓
	1	3	0	8	4	6									✓

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

	19				22 83				94						
金 額	0	6	0	0					十億		百万		千		円
															0
員 数	0	7	0	0											0

(2) 寄 附

ア 寄附 (イを除く。) の区分	R E C No.		金 額												備 考		
	19				22 83				94								
	0	8	0	0					十億		百万		千		円		
(ア) 個人からの寄附	0	8	0	0											0		
(うち特定寄附)	0	9	0	0											0		
(イ) 法人その他の団体からの寄附	1	0	0	0											0		
(ウ) 政治団体からの寄附	1	1	0	0								4	0	0	0	0	0
小計(ア)+(イ)+(ウ)	1	2	0	0								4	0	0	0	0	0
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	1	3	0	0											0		
イ 政党匿名寄附	1	4	0	0											0		
合 計 (ア+イ)	1	5	0	0								4	0	0	0	0	0

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表				金 額											備 考		
項 目	19	22	83	十億	百万	千	円	94									
1 経常経費	0	1	0	0													
(1) 人件費	0	1	0	0													
(2) 光熱水費	0	2	0	0													
(3) 備品・消耗品費	0	3	0	0				2	0	3	0	5	7				/
(4) 事務所費	0	4	0	0				2	0	1	0	6	2				/
小計	8	0	0	0				4	0	4	1	1	9				/
2 政治活動費	0	5	0	0													
(1) 組織活動費	0	5	0	0						3	0	0	0				/
(2) 選挙関係費	0	6	0	0													
(3) 機関紙誌の発行費	0	7	0	0													
その他の事業費	0	7	0	0													
(ア機関紙誌の発行事業費)	0	7	1	0													
(イ宣伝事業費)	0	7	2	0													
(ウ政治資金パーティー開催事業費)	0	7	3	0													
(エその他の事業費)	0	7	4	0													
(4) 調査研究費	0	8	0	0													
(5) 寄附・交付金	0	9	0	0													
(6) その他の経費	1	0	0	0													
小計	8	0	1	0						3	0	0	0				/
合計	9	0	0	0				4	0	7	1	1	9				/

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分		備品・消耗品費		（備品費）	
支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所（団 体にあつては、主たる事務 所の所在地）		備考	
	十億	百万	千	円						
コピー機リース料			21516		03.02.03	シャープファイナンス(株)	大阪市阿倍野区长池町22-22			
この頁の小計			21516							
その他の支出										0
合計			21516							

(その14)

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳					項目別区分		事務所費		(消耗品費)	
支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)		備考	
	十億	百万	千	円						
ガソリン代金			11737		03.01.12	㈱ジェーシービー会員サービス部	鳥取市若葉台北6-1-1			
ガソリン代金			13948		03.02.10	㈱ジェーシービー会員サービス部	鳥取市若葉台北6-1-1			
ガソリン代金			15516		03.03.10	㈱ジェーシービー会員サービス部	鳥取市若葉台北6-1-1			
ガソリン代金			10214		03.04.12	㈱ジェーシービー会員サービス部	鳥取市若葉台北6-1-1			
ガソリン代金			20293		03.05.10	㈱ジェーシービー会員サービス部	鳥取市若葉台北6-1-1			
ガソリン代金			12639		03.06.10	㈱ジェーシービー会員サービス部	鳥取市若葉台北6-1-1			
ガソリン代金			11495		03.07.12	㈱ジェーシービー会員サービス部	鳥取市若葉台北6-1-1			
ガソリン代金			10129		03.08.10	㈱ジェーシービー会員サービス部	鳥取市若葉台北6-1-1			
ガソリン代金			25187		03.09.10	㈱ジェーシービー会員サービス部	鳥取市若葉台北6-1-1			
ガソリン代金			35847		03.10.26	㈱ジェーシービー会員サービス部	鳥取市若葉台北6-1-1			
この頁の小計			167005							
その他の支出			14536							
合計			181541							

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分		事務所費		（ 通信費 ）	
支出の目的	金額					年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所（団 体にあつては、主たる事務 所の所在地）	備考	
	十億	百万	千	円						
電話料金 (NTT)			3	8	4	06	03.05.06	NTTファイナンス株式会社	東京都港区港南1-2-70	
この頁の小計			3	8	4	6	0			/
その他の支出			1	2	6	3	0	2		
合計			1	6	4	7	6	2		/

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分			事務所費			(事務管理費)		
支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)			備考		
	十億	百万	千	円								
この頁の小計												0
その他の支出							3	6	3	0	0	0
合計							3	6	3	0	0	0

(その17)

資産等の状況

1 資産等の総括表

資産等の有無				
資産等の項目別区分		有	無	備考
01	ア 土地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
02	イ 建物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
03	ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
04	エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
05	オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
06	カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
07	キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
08	ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
09	ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
10	コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
11	サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
12	シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
- 3 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 4 年 5 月 13 日

政治団体の名称 熊田あつし励ます会

会計責任者の氏名 熊田 照代



解散の場合のみ下欄を記入すること

(代表者の氏名

印)

(備考) 1 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。

2 「(代表者の氏名)」欄は、解散の場合のみ記入すること。その場合、記名押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。

熊田あつし励ます会

代表 熊田 篤嗣 殿

登録政治資金監査人

菅川 洋

登録番号 第 2693 号

研修修了年月日 平成25年2月4日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、熊田あつし励ます会の令和3年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、熊田あつし励ます会の主たる事務所の作業スペースの不足により円滑な政治資金監査の実施が困難であると菅川洋が判断したため、税理士法人TGN東京（東京都港区西新橋3-6-10）において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

熊田あつし励ます会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。また、熊田あつし励ます会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。